(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
神戸市長田区腕塚町九丁目四一番から同市西区平野町中津字小東山一二八九番一〇七まで	前	A 一〇・一八～一九・四〇～三一・〇〇メートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二三・〇〇～三六・〇〇メートル	
		C 四九・〇〇～一九〇・〇〇メートル	
		D 二四・六三三キロメートル	
		E 四・四二四キロメートル	
	後	A 一〇・一八～一九・四〇〇～三一・〇〇メートル	
		B 二三・〇〇～三六・〇〇メートル	
		C 四九・〇〇～一九〇・〇〇メートル	
		D 二四・六三三キロメートル	
		E 四・四二四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	神戸市垂水区小束山六丁目八六八番七三九から同市垂水区多聞町小束山八六八番七五三まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○中国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山県勝田郡奈義町行方字ナカダ二二九番一から同町行方字中島五八番まで	前	一三・〇〇～三六・五〇メートル
	後	一三・〇〇～二五・〇〇メートル、〇・一六七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県勝田郡奈義町行方字下の前二五〇番一から同町行方字中島五九番三まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	高知県安芸郡東洋町野根字ヲチズ甲九〇一番一地内	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所
〃	室戸市佐喜浜町字白樫谷四九〇五番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月八日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百八十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県高岡郡四万十町平串字竹ノ端二七一番地内	前	四・〇九～五一・五六メートル
	後	四一・八二～五一・五六メートル、〇・〇〇七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
薩摩川内市水引町字草道五八九二番一から同市高江町字田中二四六三番一まで	九・七五～一九三・七二メートル、三・七〇一キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年三月八日

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	薩摩川内市水引町字草道五八九二番一から同市高江町字田中二四六三番一まで（ただし関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十日